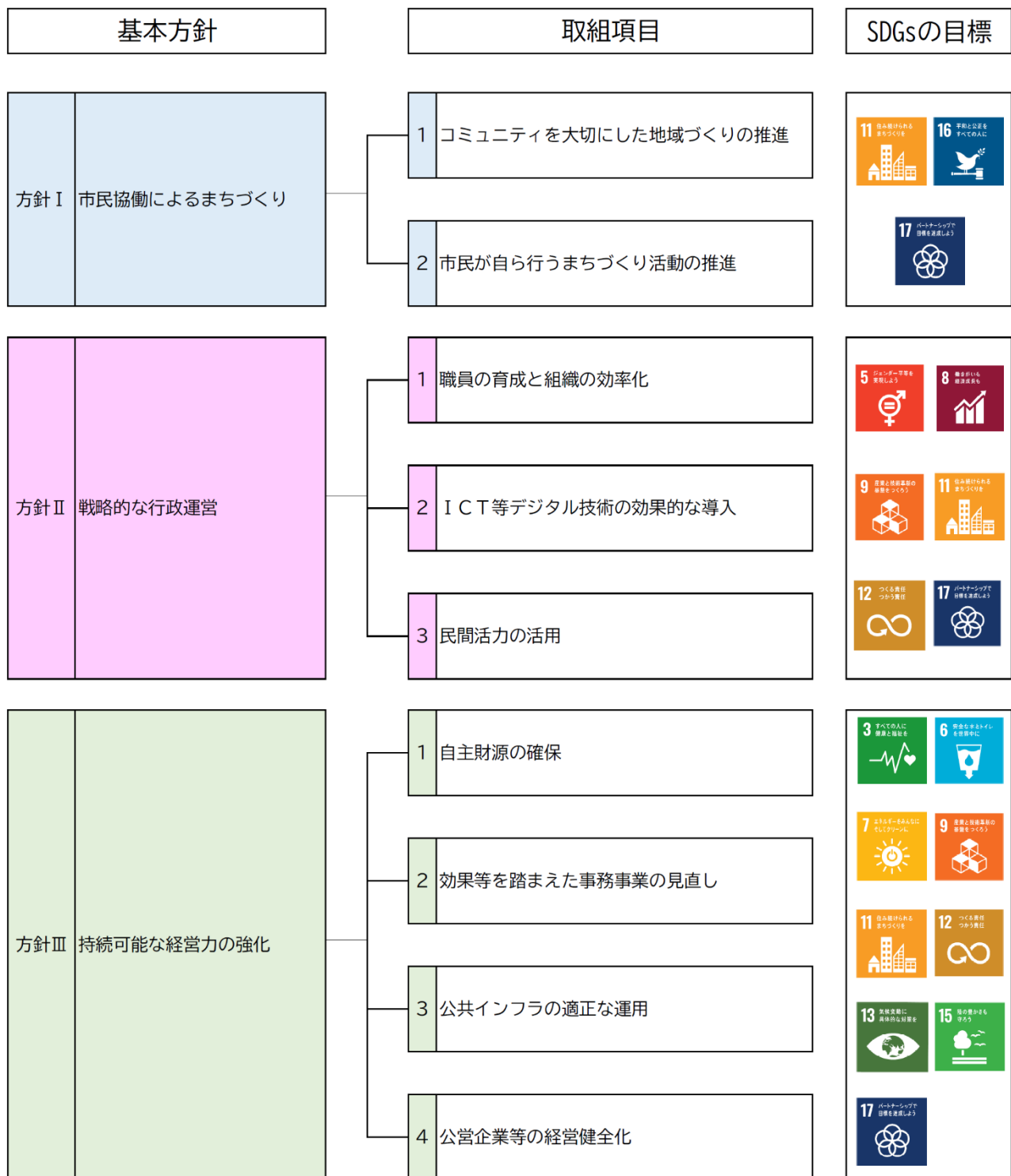


第2章 行政改革推進プログラム

1 推進プログラムの体系

【体系図】

行革大綱【後期】に基づく行政改革推進プログラム体系は以下のとおりとします。



【推進プログラム一覧】

【方針Ⅰ】 市民協働によるまちづくり

取組項目		番号	管理No.	プログラム名
1	コミュニティを大切に した地域づくりの推進	1	1	コミュニティ推進協議会の設立支援と組織運営のサポート
		2	2	実情に応じたコミュニティ組織一括交付金の見直し
		3	3	集会施設の地区有化の推進
		4	4	コミュニティ推進協議会の活動拠点の確保
2	市民が自ら行うまちづくり 活動の推進	1	5	行政と協働する市民団体の設立・育成
		2	6	防災指導員の育成

【方針Ⅱ】 戦略的な行政運営

取組項目		番号	管理No.	プログラム名
1	職員の育成と組織の効率化	1	7	職員研修の充実
		2	8	仕事と生活の調和を図る柔軟な勤務体制の構築
		3	9	戦略的で持続可能な行政組織機構の構築
		4	10	ハラスメント等が起こらない職場環境づくり
		5	11	各種業務等における「ひとり1改善」の実施
2	I C T等デジタル技術の 効果的な導入	1	12	W E B会議の推進
		2	13	電子決裁の推進
		3	14	R P AやA I 導入等による内部業務の効率化
		4	15	自治体情報システムの標準化・共通化
		5	16	庁内業務量調査及びB P R導入による業務改革
3	民間活力の活用	1	17	栗原文化会館、若柳総合文化センターへの指定管理者制度の導入
		2	18	栗駒山麓ジオパークビジターセンターへの指定管理者制度の導入
		3	19	窓口業務の民間委託
		4	20	保育施設の適正配置と民間参入の推進
		5	21	アウトソーシングの推進

【方針Ⅲ】 持続可能な経営力の強化

取組項目		番号	管理No.	プログラム名
1	自主財源の確保	1	22	ふるさと応援寄附金（企業版も含む）の促進
		2	23	市有林の市森林経営計画に基づく売払い
		3	24	広告事業・ネーミングライツ事業の推進
		4	25	施設使用料や手数料の見直し
		5	26	市税等収納率の向上
2	効果等を踏まえた事務事 業の見直し	1	27	各種事務事業の見直し
		2	28	公用車の適正配置と脱炭素化の推進
		3	29	公民館の開館時間等の見直し
		4	30	社会教育施設・社会体育施設のL E D化の推進
		5	31	学校施設のL E D化の推進
		6	32	選挙投票所の見直し
		7	33	母子生活支援施設の在り方の検討
		8	34	みちのく風土館の在り方の検討
		9	35	補助金の適正化の推進
3	公共インフラの適正な運 用	1	36	市遊休の土地、施設の売却等の促進
		2	37	公共施設最適化計画に基づく公共施設の統廃合等の実施
		3	38	公園の適正管理
		4	39	市営住宅の適正管理の推進
		5	40	施設維持管理コストの見える化
4	公営企業等の経営健全化	1	41	上水道事業の健全化の推進
		2	42	下水道事業の健全化の推進
		3	43	病院事業の健全化の推進
		4	44	特定出資法人（第三セクター）の経営健全化

2 目標実現に向けた取り組み

I-1 市民協働によるまちづくり コミュニティを大切にしたい地域づくりの推進

管理No.		1		継承		
体系番号	I - 1 - 1	プログラム名	コミュニティ推進協議会の設立支援と組織運営のサポート		所管課	市民協働課
取り組み概要	コミュニティ推進協議会の設立を支援するため、各総合支所に地区担当職員を配置し、設立に必要な支援を行う。また、推進協議会の活動を活性化させるため、集落支援員を配置し、活動を支援する。					
現 状	コミュニティ推進協議会については、市内29の旧小学校区のうち、19の地区で設立されているが、10地区は未設立となっており、推進協議会の組織化が進んでいない状況にある。					
対象	市民（自治会、コミュニティ推進協議会）		手段	地域意向調査の実施 地区説明会の開催 地区担当職員の配置 集落支援員の配置		
意図	地区担当職員を配置し、推進協議会未設立の地区において組織づくりのサポートを行い、推進協議会の設立を推進する。		成果指標	未設立の10地区について、5年間で10地区に推進協議会を設立する。		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	協議会設立に向けた地域意向の確認	意向調査に基づく自治会説明会の実施・集落支援員の選定	地区担当職員の配置（10地区）・集落支援員の配置・集落支援員の選定	集落支援員の配置・集落支援員の選定	推進協議会の設立（10組織）、運営支援 集落支援員の配置・集落支援員の選定	

管理No.		2		継承	
体系番号	I - 1 - 2	プログラム名	実情に応じたコミュニティ組織一括交付金（※８）の見直し		所管課 市民協働課
取り組み概要	コミュニティ推進協議会や自治会等への一括交付金について、実情に応じた制度の見直しを行い、組織の活動に応じた支援に取り組む。				
現 状	活動が活発化している自治会がある一方で、活動が停滞している自治会もある状況。 コミュニティ活動については、敬老会、祭り、スポーツレクリエーションなど地域間で連携した取り組みを行っている地域がある一方で、自治会活動が常態化し、固定化傾向となっている自治会等も見受けられる。 令和４年度 独自項目申請率 ６８％（１７３自治会/２５３自治会）				
対象	自治会等		手段	コミュニティ組織一括交付金の見直し 自治会長等への説明会の実施及び意見交換	
意図	自治会等が実践する独自の取り組みをさらに推進する。		成果指標	独自項目申請率 ８０％以上（年２％の上昇） ２５３自治会中２０３自治会	
年 度 別 実 施 計 画					
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
	実情に合わせた交付金 の見直し 独自項目申請率 ７２％	独自項目申請率 ７４％	独自項目申請率 ７６％	独自項目申請率 ７８％	独自項目申請率 ８０％

I-1 市民協働によるまちづくり
コミュニティを大切にしたい地域づくりの推進

管理No.		3			継承	
体系番号	I - 1 - 3		プログラム名	集会施設の地区有化の推進	所管課	市民協働課
取り組み概要	市所有の集会施設の地区有化を進める。					
現 状	集会施設については、市所有の集会施設と地区所有の集会施設とあり、市所有の集会施設については、自治会等が指定管理者となっている施設が多い状況となっている。 市所有集会施設 115施設 地区所有集会施設 153施設					
対象	自治会等			手段	集会施設建設等補助金を活用し、集会施設の地区有化を進めるため、自治会等へ説明する。	
意図	自治会等が利用している市所有の集会施設の利用の自由度が高まるよう自治会等への地区有化を進める。			成果指標	市所有の集会施設について、5年間で5施設を地区有化とする。	
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	集会施設の地区有化の推進	集会施設の地区有化の推進	地区有化1施設	地区有化2施設	地区有化2施設	

管理No.		4				継承	
体系番号	I - 1 - 4		プログラム名	コミュニティ推進協議会の活動拠点の確保		所管課	市民協働課
取り組み概要	コミュニティ推進協議会が公共施設の指定管理者となるなど、コミュニティ活性化のため活動拠点の確保を推進する。						
現 状	これまで、集会施設建設等補助金の交付により、自治会の活動拠点となる施設整備を支援してきた。推進協議会については、地区内の公共施設等を当該推進協議会が指定管理者として管理することにより活動拠点の確保を進めてきたが、活動拠点がいない地区もある。						
対象	コミュニティ推進協議会			手段	活動拠点運用方針の策定 コミュニティ推進協議会との協議・検討 公共施設の指定管理等の実施		
意図	各コミュニティ推進協議会が地域コミュニティ推進のため、自らの活動拠点を確保する。			成果指標	コミュニティ推進協議会による4施設の活動拠点確保		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
	コミュニティ推進協議会活動拠点運用方針の検討及び決定	コミュニティ推進協議会活動拠点の運用開始（1団体）	コミュニティ推進協議会活動拠点の運用開始（1団体）	コミュニティ推進協議会活動拠点の運用開始（1団体）	コミュニティ推進協議会活動拠点の運用開始（1団体）		

I-2 市民協働によるまちづくり
市民が自ら行うまちづくり活動の推進

管理No.		5		継承	
体系番号	I - 2 - 1	プログラム名	行政と協働する市民団体の設立・育成	所管課	市民協働課
取り組み概要	団体が持つ専門性と特性を発揮することにより、新たな公共の主体となりうる市民団体の設立及び育成に取り組むとともに、既存団体も維持する。				
現 状	市民活動の支援については、築館市民活動支援センターを核に、指定管理によりNPO法人に委託し推進しているが、新たなNPO設立に向けた動きは、ほぼない状況となっている。 栗原市内に主たる事務所を置くNPO法人団体：19団体) (令和5年5月1日現在)				
対象	NPO団体 任意団体		手段	市民と行政による勉強会等の開催及び新規団体設立の支援、既存団体維持の支援。	
意図	多様化する地域課題や市民ニーズを解決・実現するため、市民活動団体等とのパートナーシップによる協働の取組を進める。		成果指標	5年間で新たなNPO法人1団体設立 既存のNPO法人19団体の維持	
年 度 別 実 施 計 画					
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	新規団体設立支援と既存団体の維持	新規団体設立支援と既存団体の維持	新規団体設立支援と既存団体の維持	新規団体設立支援と既存団体の維持	新規団体設立支援と既存団体の維持、新規団体設立1団体

管理No.		6		継承		
体系番号	I - 2 - 2	プログラム名	防災指導員（※９）の育成		所管課	危機対策課
取り組み概要	地域における災害対策に関する活動の中心的な役割を担う、防災指導員を育成する。					
現 状	市内２５２自主防災組織のうち、防災指導員が配置されている組織が２２０組織、配置率が87.3%と防災指導員不在の組織もある。地域において、自主防災組織を中心に避難訓練の実施や防災知識の周知を図るには、防災指導員の配置が必要である。 ※【参考数値】市総合防災訓練への参加率：58%					
対象	市民（自主防災組織）		手段	・ 防災指導員養成講習会の受講の推進 ・ 総合防災訓練等への積極的な参加 ・ コミュニティ組織一括交付金制度を活用した自主防災組織活動の推進		
意図	自主防災組織の防災指導員の配置率100%を目標とし、防災指導員が地域防災活動を率先して実施する組織づくりを実現する。		成果指標	防災指導員配置率、防災指導員が参加する防災活動の実施率を5年間で100%とする。		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
	防災指導員配置率 88% 防災活動実施率 60%	防災指導員配置率 91% 防災活動実施率 70%	防災指導員配置率 94% 防災活動実施率 80%	防災指導員配置率 97% 防災活動実施率 90%	防災指導員配置率 100% 防災活動実施率 100%	

Ⅱ－１ 戦略的な行政運営 職員の育成と組織の効率化

管理No.		7		新規		
体系番号	Ⅱ - 1 - 1		プログラム名	職員研修の充実	所管課	人事課
取り組み概要	一般研修（階層別）・専門研修・独自研修を実施する。					
現 状	一般職員研修として研修所で開催される階層別研修に職員派遣をしている。 20・30歳代の職員の一部からは、より専門的な研修の受講希望がある。 管理監督職員を対象にした研修が少ない。					
対象	職員			手段	研修の拡充の取り組みとして次の事項を重点的に実施する。 ・アカデミー、東北六県研修、自治大学校などへの派遣 ・管理監督者研修（独自） ・他自治体や民間企業への派遣 ・研修に参加しやすい職場環境づくり	
意図	全職員のスキルアップ 専門的な知識や技術の習得を図る。			成果指標	・一般研修（階層別研修）の受講率 ・専門研修の参加者数 ・独自研修の参加者数 ・他自治体等への派遣者数 ・管理監督者研修（独自）参加者数	
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	一般研修受講率100% 専門研修に5人の派遣	一般研修受講率100% 専門研修に5人の派遣	一般研修受講率100% 専門研修に10人の派遣	一般研修受講率100% 専門研修に10人の派遣	一般研修受講率100% 専門研修に10人の派遣	

管理No.		8		新規	
体系番号	Ⅱ - 1 - 2	プログラム名	仕事と生活の調和を図る柔軟な勤務体制の構築	所管課	人事課
取り組み概要	職員の仕事と生活の調和を図ることを目的とした、勤務時間の開始時刻及び終了時刻を最大で1時間繰り上げ繰り下げする「早出遅出勤務」の導入と、職員の判断で週38時間45分を維持しながら1日の勤務時間を設定する「フレックスタイム制」を導入する。				
現 状	担当する業務を完了させるため（定時退庁しなければならないため）、勤務時間開始前から業務に取り掛かる職員がいる。 子の送迎や親の介護・介助などで勤務開始の1時間又は終了前1時間の年次有給休暇を取得しなければならない職員がいる。 上記の状況により、時間外勤務を常として業務を進めなければならない職員がいる。				
対象	管理職・交代制勤務職員を除く職員		手段	・早出遅出勤務の導入 業務開始時間を最大で1時間の繰上げ・繰下げ。 （1日当たり7時間45分の勤務は維持する。） ・フレックスタイム制の導入 週の勤務時間38時間45分を維持しながら、職員の判断で1日当たりの勤務時間を設定する。	
意図	・仕事と生活の調和を図り、効率的な業務遂行を図る。 ・早出遅出勤務により、時間外勤務をせず、1日あたり7時間45分の勤務時間を確保する。		成果指標	早出遅出勤務の利用希望者数	
年 度 別 実 施 計 画					
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	早出遅出勤務制度の検討	早出遅出勤務制度の試行 課題等の検討・調整	早出遅出勤務制度導入 フレックスタイム制の検討	フレックスタイム制の検討	フレックスタイム制の一部導入

Ⅱ－１ 戦略的な行政運営 職員の育成と組織の効率化

管理No.		9		継承		
体系番号	Ⅱ - 1 - 3	プログラム名	戦略的で持続可能な行政組織機構の構築		所管課	デジタル行政推進室
取り組み概要	社会情勢や市民ニーズに対応できる組織機構作りを継続的に実施する。					
現 状	市の急激な人口減少や厳しさを増す財政運営に合わせ、職員数も年々減少している。また、社会情勢の変化も大きく、デジタル田園都市国家構想やSDGsといった新たな取り組みや、業務等のDX（※１０）化の加速など、時代に合わせた戦略的な組織機構の見直しが必要になっている。					
対象	栗原市行政組織機構		手段	各所属における課題等の洗い出し 社会情勢等に即した新たな事務分掌等の創設や所管への振り分け 各所属間の調整		
意図	社会情勢に即した戦略的かつ効率的な組織機構とする。		成果指標	新たな行政組織見直し方針に即した組織機構の設置		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
	見直し方針に基づく組織改編	見直し方針等に基づく組織構築の検討	見直し方針等に基づく組織の改編	新組織の検証と円滑な組織運営	新組織の検証と円滑な組織運営	

管理No.		10			新規	
体系番号	Ⅱ - 1 - 4	プログラム名	ハラスメント（※１１）等が起こらない職場環境づくり		所管課	人事課
取り組み概要	職員研修や相談窓口の外部相談窓口を設置し、ハラスメント等が起こらない職場環境づくりを目指す。					
現 状	ハラスメント防止対策については、令和3年度に「栗原市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、対策を講じている。 相談に対応する職員には、専門的なスキルや経験がないことから、適切な対応については、必ずしも十分な状況とは言い難い。					
対象	職員		手段	相談窓口の外部委託 管理監督職員へのハラスメント防止研修会の実施 全職員を対象としたカスタマーハラスメント研修会の実施 ハラスメント・働きやすい職場環境についての職員アンケート調査		
意図	ハラスメントを根絶し、働きやすい職場環境づくりを目指す		成果指標	ハラスメント等についての職員アンケート調査結果において問題等のあった職場の改善		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
	組織内におけるハラスメント、窓口等におけるハラスメントの実態把握	・組織内におけるハラスメント、窓口等におけるハラスメントの実態把握 ・相談を受ける担当職員への研修	組織内におけるハラスメント、窓口等におけるハラスメントの実態把握	組織内におけるハラスメント、窓口等におけるハラスメントの実態把握	組織内におけるハラスメント、窓口等におけるハラスメントの実態把握	

Ⅱ－１ 戦略的な行政運営 職員の育成と組織の効率化

管理No.		11		新規		
体系番号	Ⅱ - 1 - 5	プログラム名	各種業務等における「ひとり1改善」の実施		所管課	デジタル行政推進室
取り組み概要	職員の業務改善意識の醸成のため個人または組織として、年に一つ以上の業務改善に取り組む。取り組んだ内容については「改善事例」として職員が共有する。					
現 状	業務改善については平成18年度から「職員提案制度」を創設し取り組んできたが、平成22年度に「業務改善改革実践運動」に趣旨を変えて平成24年度までの3年間取り組んできた。 その際、発表会の持ち方や担当となった職員が過度の負担となったことが課題となり制度を見直すこととなった。その後平成27年度から「提案BOX」制度（※12）が実施されている。					
対象	職員		手段	業務改善意識の醸成（風土づくり） 業務改善における庁内集約・周知等の仕組みづくり		
意図	職員の業務改善意識の醸成を図り、業務改善に繋げることで業務の効率化を図り、業務負担の軽減や市民サービスの向上につなげる。		成果指標	年間ひとり1業務以上の業務改善（グループ・組織等での取り組み含む）		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	年間1以上の業務改善の実施（全職場）	年間1以上の業務改善の実施（全職場）	年間1以上の業務改善の実施（全職場）	年間1以上の業務改善の実施（全職場）	年間1以上の業務改善の実施（全職場）	

Ⅱ－２ 戦略的な行政運営 ＩＣＴ等デジタル技術の効果的な導入

管理No.		12		継承		
体系番号	Ⅱ - 2 - 1	プログラム名	web会議（※１３）の推進		所管課	総務課
取り組み概要	庁議等の庁内会議をweb会議で行い、参集時間等の効率化を図る。					
現 状	市の庁舎は市内各地区に分散しており、会議時の職員の参集に多くの時間を要している。 また、会議会場が本庁舎に設定されることが多く、会議の担当部署においては、会議室の確保に苦慮している現状である。					
対象	職員		手段	web会議利用促進の周知 web会議試行による効果、課題等の検証		
意図	web会議の比率を高め、参集時間の縮減と会議室の効率的な活用を図るもの。		成果指標	職員を構成員とする会議を原則全てweb会議により実施する。		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
	web会議の実施、効果、課題等の検証	職員を構成員とする会議の原則webでの開催	—	—	—	

管理No.		13		新規		
体系番号	Ⅱ - 2 - 2	プログラム名	電子決裁（※１４）の推進		所管課	総務課
取り組み概要	行政文書の電子決裁を推進し、業務の効率化及び保存文書の縮減を図る。					
現 状	市では、会計伝票を除く文書を紙文書の回議による決裁としているが、保存文書の増加が顕著となり、既存の書庫の保存スペースが減少している。 また、決裁者が不在の場合には、決裁が滞り、業務の進行に支障を来している。 さらには、情報公開への対応では、紙文書の検索に時間を要している。					
対象	職員		手段	電子決裁とする対象業務等の基準を定める 行政文書の電子決裁の導入 電子決裁の仮運用期間を設定し、必要の都度電子決裁基準の見直しを行う		
意図	電子決裁になじまないもの及び紙文書での決裁を要するものを除き、原則100%電子決裁とすることで、紙による保存文書を削減する。 同時に、文書の電子化による検索効率の向上及び情報公開対応の迅速化を図る。		成果指標	保存文書削減量		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
	電子決裁の方針決定及び仮運用	行政文書の電子決裁導入	保存文書の削減	保存文書の削減・効果検証による基準の見直し	・保存文書の削減 ・電子決裁基準見直し（必要な場合）	

Ⅱ－２ 戦略的な行政運営 ICT等デジタル技術の効果的な導入

管理No.		14			継承	
体系番号	Ⅱ - 2 - 3	プログラム名	R P A（※１５）やA I（※１６）導入等による内部業務の効率化		所管課	デジタル行政推進室
取り組み概要	定型的な作業をA IやR P Aなどのデジタル技術で自動化し、業務の効率化を図る。					
現 状	R P A導入については、令和３年度より本格的に実施しており、令和４年度末においてA I－O C Rの取り組みを中心に、２８業務を導入している。 今後さらにR P AやA I等の導入を行い、業務の効率化を図っていく。					
対象	定型的で複雑な判断を要しない業務、大量の処理を繰り返し行う業務、業務時間数が多い業務など		手段	D X（R P A）に関する職員研修		
意図	業務の効率化により、職員負担の軽減とコスト削減を図る。		成果指標	A IやR P A等により削減した労働時間		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
	削減延べ時間数 １，８７３時間	削減延べ時間数 ２，４７３時間	削減延べ時間数 ３，０００時間	削減延べ時間数 ３，５６３時間	削減延べ時間数 ４，１２７時間	

管理No.		15			新規	
体系番号	Ⅱ - 2 - 4	プログラム名	自治体情報システムの標準化・共通化 (※17)		所管課	デジタル行政推進室
取り組み概要	標準化対象事務に係る20の基幹系業務システム(※18)を、国が定める標準仕様書に準拠したシステムに移行させ、利用環境をガバメントクラウド(※19)上に構築する。					
現 状	令和5年9月に改訂された国の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、地方公共団体は、令和5年3月末時点での標準化対象事務に係る基幹系業務システムを、令和5年3月末時点で公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度末までに移行することを目指すこととされている。					
対象	標準化対象事務に係る20の基幹系業務システム		手段	標準仕様との差異分析、BPRの実施 移行計画作成		
意図	標準化対象事務に係る20の基幹系業務システムを、国が示す標準仕様書に準拠したシステムに移行させ、利用環境をガバメントクラウド上に構築する。		成果指標	標準準拠システム(20業務)の効率的でコストを抑えた導入		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	ガバメントクラウド移行計画の策定	利用環境構築・システム移行・運用開始	—	—	—	

Ⅱ－２ 戦略的な行政運営
ICT等デジタル技術の効果的な導入

管理No.		16			新規	
体系番号	Ⅱ - 2 - 5	プログラム名	庁内業務量調査及びBPR（※２０）導入による業務改革		所管課	デジタル行政推進室
取り組み概要	限られた職員数で複雑・多様化する行政課題に対応するため、業務量や業務プロセスを可視化し、デジタル技術等を活用してより効率的・効果的な業務の改善を図る。					
現 状	急激な生産年齢人口の減少に伴う構造的な人手不足は自治体においても例外ではなく、職員が減少する中でも行政サービスを持続的に提供していくため、効率的かつ効果的な業務フローの確立や、情報システム投資の拡大など、生産性を向上させる取組が必要不可欠な状況となっている。					
対象	庁内各種業務			手段	庁内業務量調査に基づく改革手法の検討・実施	
意図	庁内各種業務を見直し、業務の効率化を図り、所要時間を短縮する。			成果指標	BPR導入により改善の必要性が見つかった業務改革	
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
	業務量調査・BPRの導入	BPR導入による業務改革の実施	BPRによる業務改革の実施	BPRによる業務改革の実施	BPRによる業務改革の実施	

Ⅱ－３ 戦略的な行政運営 民間活力の活用

管理No.		17				新規	
体系番号	Ⅱ - 3 - 1		プログラム名	栗原文化会館、若柳総合文化センターへの指定管理者制度の導入		所管課	社会教育課
取り組み概要	栗原文化会館、若柳総合文化センターの施設管理経費等を削減及び、施設管理運営の専門性等を確保するために指定管理者制度を導入する。						
現 状	栗原文化会館、若柳総合文化センターは、下記職員等により直接管理を行っている。 【栗原文化会館】 職務別職員等について：課長等 1、課長補佐等 1、係長等 2、非常勤・会計年度職員等 1 の職員計 5 名。他設備運営・管理業務委託職員 1 名常駐（派遣技術員）。 【若柳総合文化センター】 職務別職員等について：課長等 1、課長補佐等 1、係長等 1、主任業務員 1 の職員計 4 名。（非常勤・会計年度職員等 1 名）						
対象	栗原文化会館 若柳総合文化センター			手段	指定管理者制度の導入		
意図	市が直接管理する施設を減らし、管理運営費及び維持経費を減らす。			成果指標	栗原文化会館、若柳総合文化センターに指定管理者制度を導入する 管理運営経費の節減及び専門性の確保		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度		
	導入施設の現状把握、調査、方針決定	指定管理者の決定（導入方針の場合）	指定管理者による施設運営（R8.4.1～）	－	－		

管理No.		18		新規					
体系番号	Ⅱ	-	3	-	2	プログラム名	栗駒山麓ジオパークビジターセンターへの指定管理者制度の導入	所管課	ジオパーク推進室
取り組み概要	栗駒山麓ジオパークビジターセンターの入館料等の利用料金による収入確保策を検討し、指定管理者制度を導入することで、更なる専門性を充実した施設運営をしながら来館者数の増を図る。								
現状	栗駒山麓ジオパークビジターセンターは、平成31年4月に開設して以来、栗原市ジオパーク推進室と栗駒山麓ジオパーク推進協議会による管理・運営を行っている。 市職員は主に施設管理を始めハード事業などジオパークに関する業務全般に加え、協議会及び地域おこし協力隊などとともに、ビジターセンターなどを活用したジオパーク学習の推進、視察対応、館内案内、ジオツーリズムの推進、各種講座・イベントの開催など、ソフト事業にも大きくかわらざるを得ない状況となっている。								
対象	栗駒山麓ジオパークビジターセンター					手段	協議会職員の育成・指導 指定管理者制度導入手続きの実施 入館料等の収入を得るための展示コンテンツの追加		
意図	指定管理者制度導入により、ジオパークのより専門性に特化した展示コンテンツを充実させ、入館料や施設を活用してイベント等を実施したい団体等の料金収入や有料プログラムでの体験料収入を得ることで「管理経費支出額の削減」などを図る。					成果指標	入館料等収入確保手段の拡大 施設の指定管理実施		
年 度 別 実 施 計 画									
実施内容	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度
	展示コンテンツの検討、指定管理実施方針の決定、入館料等の利用料金検討		・指定管理者の決定 ・事業収入（利用料金）確保手段の決定		指定管理者による施設運営（R8.4.1～）		－		－

Ⅱ－３ 戦略的な行政運営 民間活力の活用

管理No.		19				新規	
体系番号	Ⅱ - 3 - 3		プログラム名	窓口業務の民間委託		所管課	市民課 デジタル行政推進室
取り組み概要	窓口業務の一部を民間事業者に委託する。						
現 状	職員が減少する中、職員以外でも出来ることは民間への移行を進めるべきであり、窓口の受付業務等はマニュアルを完備することにより民間への移行が可能である。また、職員の異動は4月であるが、その時期は窓口の混雑時期であり、例年不慣れな職員による窓口の混雑等が課題となっている。民間での継続性により、円滑な窓口対応も可能となる。						
対象	職員			手段	委託業務の洗い出し 業者委託に関する各種手続き		
意図	受付業務等に特化した民間委託により、職員の専門性の確保を図り、繁忙期・混雑時における待ち時間の短縮や、来庁者への適切な対応を図ると共に、窓口経費の削減を図っていく。			成果指標	窓口サービスアンケートを実施し、利用者満足度を高める 窓口経費の削減		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
	窓口業務民間委託方針の検討	窓口業務民間委託方針の決定	委託業務の実施・窓口経費の削減	窓口経費の削減	－		

管理No.		20			継承	
体系番号	Ⅱ - 3 - 4	プログラム名	保育施設の適正配置と民間参入の推進		所管課	子育て支援課 学校教育課
取り組み概要	保育施設の入所者が減少しているため、民間保育事業所も含めて施設の適正配置を行っていく。 併せて、さらなる民間参入の推進を行っていく。					
現 状	待機児童は解消されたが、急速な少子化の進展により、保育所は私立も含め、空き状況が目立っている。 特に利用者数の少ない築館北保育所、築館西保育所の統合・廃止等に向けた手続き及びその利活用について検討している。 令和5年度からの保育所入所申込み状況を踏まえ、築館北保育所を休所としていたが、民間保育事業所から施設利用の打診があったことから、貸与等の情報提供を行っている。 また、保育所同様、幼保一体施設についても保育業務の効率化を図るため民営化を進める必要があると考えており、その第1段階として給食業務を民間委託し、安定的な給食の提供を行う。					
対象	保育所、幼稚園		手段	入所者数を見込んだ施設の調査・検討 民間事業者参入の意向調査		
意図	入所者が減少する中、単独保育所公立施設を統廃合した上で、民営化を促進し、維持管理費及び人件費の削減を図るとともに、業務量の削減を図る。		成果指標	適正な保育所の配置・保育施設運営の民間参入 保育所運営費等の削減		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	単独保育所廃止の検討・給食業務の委託検討	単独保育所廃止の検討	保育所・幼稚園の民間参入	保育所・幼稚園の民間参入	保育所・幼稚園の民間参入	

Ⅱ－３ 戦略的な行政運営 民間活力の活用

管理No.		21		継承	
体系番号	Ⅱ - 3 - 5	プログラム名	アウトソーシング（※２１）の推進		所管課 デジタル行政推進室
取り組み概要	管理No.17～20のプログラム以外で、民間の力を積極的に活用し、市民サービスの向上や業務の効率化等を図るため、民営化、民間委託、指定管理者制度、PFI等、アウトソーシング手法導入の可能性がある業務等を検討し導入していく。				
現 状	市ではこれまでも多くの施設で指定管理者制度を導入したほか、各種業務の民間委託や認定こども園の民営化等も進めてきているが、行財政資源が縮小する中で民間活力の積極的な活用が必要となっている。 国においては、PPP/PFI（※２２）において空き家・遊休公的不動産の比較的小規模な既存ストック分の有効活用を図る「スモールコンセッション」（※２３）が推進されるなど、今後も更なるアウトソーシングの推進を進めていく必要がある。				
対象	市インフラ設備 各種事務事業		手段	各種アウトソーシング手法の活用 民間提案制度の調査・研究	
意図	民間で行ったほうがサービス向上や、コスト削減等につながる業務を積極的にアウトソーシングする。		成果指標	新規アウトソーシング導入業務数	
年 度 別 実 施 計 画					
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
	アウトソーシング業務等の洗い出し	アウトソーシングの実施	アウトソーシングの実施	アウトソーシングの実施	アウトソーシングの実施

Ⅲ－１ 持続可能な経営力の強化 自主財源の確保

管理No.		22			新規	
体系番号	Ⅲ - 1 - 1		プログラム名	ふるさと応援寄附金（企業版も含む）の促進	所管課	定住戦略室
取り組み概要	返礼品の増加や周知の徹底等を行い、ふるさとくりはら応援寄附金（企業版ふるさと納税を含む）を増額する。					
現 状	全国的に右肩上がり形で推移している「ふるさと納税」であるが、栗原市においては、令和２年度、３年度と順調に増加していた寄附収入額が、令和４年度決算で前年度から３割ほど減少しており、返礼品の拡充を含めて、これまで以上にその対応に力を入れていく必要がある。					
対象	寄附者、市内事業者、職員など			手段	・ 返礼品の増加に向けた事業者説明会の開催、事業者訪問及び市HP等による周知 ・ 寄附額の増加に向けたポータルサイトの追加、SNS等による情報発信	
意図	寄附額増額には、目玉となる返礼品が必要であり、埋もれている市内の農産物、製品などを返礼品として登録し、寄附額の増額及び市内の活性化に繋げる。			成果指標	ふるさと応援寄付金を単年度４億６千万円まで増額	
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
	返礼品の拡充・寄附金額の増加 ①ふるさと納税 200,000,000円 ②ふるさと納税（企業版） 20,000,000円	返礼品の拡充・寄附金額の増加 ①ふるさと納税 250,000,000円 ②ふるさと納税（企業版） 30,000,000円	返礼品の拡充・寄附金額の増加 ①ふるさと納税 300,000,000円 ②ふるさと納税（企業版） 40,000,000円	返礼品の拡充・寄附金額の増加 ①ふるさと納税 350,000,000円 ②ふるさと納税（企業版） 50,000,000円	返礼品の拡充・寄附金額の増加 ①ふるさと納税 400,000,000円 ②ふるさと納税（企業版） 60,000,000円	

管理No.		23		新規	
体系番号	Ⅲ - 1 - 2	プログラム名	市有林の市森林経営計画に基づく売払い	所管課	農林畜産課
取り組み概要	市有林について、市森林経営計画に基づき適期立木の計画的伐採・売却を行うと共に持続的な森林経営を目指す。				
現 状	市有林については、森林経営計画に基づき計画的に適期立木を伐採し、売却している。 ≪過去の売却実績≫ 【R1】420,000円/558㎡（間伐） 【R2】7,797,594円/1,232㎡（間伐） 【R3】33,750,200円/6,857㎡（主伐） 【R4】6,061,000円/697㎡（間伐） 【R5】8,000,000円/4,000㎡（主伐）、12,892,500円/1,432㎡（間伐） ※R5分は予算ベース				
対象	市有林		手段	森林経営計画に基づき、適正な森林管理を行うことで、計画的な伐採・売却を行うとともに造林、保育の実施	
意図	市の財政を支える歳入を確保する。		成果指標	市森林経営計画に基づく、継続的かつ計画的な伐採、売却を行う。	
年 度 別 実 施 計 画					
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
	計画的な伐採による歳入確保 16,078,500円	次期計画に基づく伐採による歳入確保	次期計画に基づく伐採による歳入確保	次期計画に基づく伐採による歳入確保	次期計画に基づく伐採による歳入確保

Ⅲ－１ 持続可能な経営力の強化 自主財源の確保

管理No.		24		新規		
体系番号	Ⅲ - 1 - 3		プログラム名	広告事業・ネーミングライツ（※２４）事業の推進	所管課	デジタル行政推進室
取り組み概要	市所有施設や設備など様々な媒体を活用した広告収入の確保や、ネーミングライツの導入による広告収入の促進に取り組む。					
現状	広告収入については、軽自動車税納税通知書用封筒や広報誌・ホームページ等を活用した取り組みを行っている。令和３年度から新たな取り組みとして、ジオパーク看板や栗原市立図書館等が配架する雑誌を活用した広告事業に取り組んでいる。 ネーミングライツについては、令和４年度に築館多目的競技場で募集を実施したが、応募には至らなかった。					
対象	【広告事業】 ・市が発行する広告物及び印刷物 ・ウェブページ ・土地、建物、車両、工作物等の物件 【ネーミングライツ導入】 ・文化施設、スポーツ施設、道路、公園等の市有施設		手段	【広告事業】 ・広報、ウェブページを活用した募集の実施 【ネーミングライツ】 ・広報、ウェブページを活用した募集の実施 ・市場型サウンディング調査の実施		
意図	市が発行する広告物や設置する看板等に企業の広告等を掲載し、広告収入や経費削減を図る。 また、市有施設等の命名権を売却することにより、長期的な収入が見込まれ、運営経費等に活用することにより経費削減を図る。		成果指標	・広告事業、ネーミングライツの導入 ・広告事業収入の確保		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
	・広告事業 ６件	・広告事業 ６件 ・ネーミングライツ導入 １施設	・広告事業 ７件 ・ネーミングライツ導入 ２施設（新規１・継続１）	・広告事業 ７件 ・ネーミングライツ導入 ３施設（新規１・継続２）	・広告事業 ７件 ・ネーミングライツ導入 ３施設（継続３）	

管理No.		25			新規	
体系番号	Ⅲ - 1 - 4	プログラム名	施設使用料や手数料の見直し	所管課	財政課	
取り組み概要	公共施設の使用料や手数料について、受益者負担に応じた見直しを行う。					
現状	公共施設については、受益者負担を原則としているが消費税率の引き上げに伴った改定を除いては、合併後、全庁的な見直しを行っていない。 また、近年の人件費や物価の高騰などにより、年々施設の運営経費が増加しており、一般財源により補填しているため施設を利用していない方も含め市民全体の負担となっている。					
対象	施設使用料及び手数料		手段	見直し方針（減免含む）を策定し、施設ごとに見直しを行っていく。		
意図	受益者負担に応じた見直しにより、施設の運営経費の財源を確保する。		成果指標	適正な受益者負担の確保		
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
	見直し方針策定	方針に基づく条例改正・利用者周知	施設使用料、手数料の見直し	－	－	

Ⅲ－１ 持続可能な経営力の強化
自主財源の確保

管理No.		26		継承	
体系番号	Ⅲ - 1 - 5		プログラム名	市税等収納率の向上	所管課 税務課、関係課
取り組み概要	税、上下水道料、住宅使用料、保育料等の収納率の向上を図る。				
現 状	栗原市市税等徴収対策本部において、収納率向上について検討を行い、全庁的な取り組みとして推進している。				
対象	税、上下水道料、住宅使用料、保育料等		手段	・事案分析 ・研修会等の実施 ・適切な滞納処分の実施 ①書面、電話、訪問 ②財産調査 ③納付相談	
意図	納付負担の公平性を保ち財源を確保する		成果指標	市税及び各種料金の収納率の向上を目指す。 (年間0.2%の向上 R10目標値94.38%)	
年 度 別 実 施 計 画					
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	収納率93.58%	収納率93.78%	収納率93.98%	収納率94.18%	収納率94.38%

Ⅲ－２ 持続可能な経営力の強化
効果等を踏まえた事務事業の見直し

管理No.		27				継承	
体系番号	Ⅲ - 2 - 1		プログラム名	各種事務事業の見直し		所管課	デジタル行政推進室
取り組み概要	各種事務事業を見直しする仕組みを作り、限りある財源や人材のより有効な活用を図る。						
現 状	交付税の合併特例の終了や人口減少等に伴う職員数の減少に合わせ、より効果等の高い事務事業に財源等の重点配分を図る必要があるが、全庁的な事務事業見直しの仕組みが無いことからスクラップ等の事業見直しが進んでいない。						
対象	各種事務事業			手段	事務事業見直しの仕組みづくり 職員への事業見直しに関する研修の実施		
意図	各種事務事業の必要性や有効性等を考慮し、真に必要な事務事業を実施する。			成果指標	見直した事務事業数		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
	事務事業見直し方針の策定作業	事務事業見直し方針の決定	試行する事務事業（各課1事業）	事務事業見直し方針による事業の実施	事務事業見直し方針による事業の実施		

管理No.		28				新規	
体系番号	Ⅲ - 2 - 2		プログラム名	公用車の適正配置と脱炭素化の推進		所管課	管財課
取り組み概要	公用車の適正配置と、脱炭素の取組みとして、更新時に公用車のEV（※２５）化等を進める。						
現 状	令和４年度当初の一般会計の事務車両は、職員数の減やＩＣＴ等の推進により２１５台保有していたが、令和５年度に向け約１割となる２０台の削減を行い、削減後の保有台数は１９５台となる。（※１０年前の平成２５年度と比較すると、４６台（Ｈ２５一般事務車両保有台数２４１台）の削減となる。） 公用車の更新については、更新基準（軽８年以上１０万ｋｍ以上、普１２年以上１５万ｋｍ以上など）を設け、更新する際には、低排出ガス車等の低公害車で、毎年３台程度の更新を行っており、今後も適正配置に努めていく。						
対象	一般会計上の一般事務車両			手段	公用車の稼働状況の調査・検討 更新時にEV車両の購入またはリースにより導入		
意図	公用車の適正配置を図るとともに、公用車のEV化により、低炭素社会の実現に向けた取り組みとして行うもの。			成果指標	公用車の稼働状況調査結果に基づく適正配置の検討及び実施 一般会計上の事務車両をEV車両とするため、期間中の計画更新車両１５台（見込）のうち、５台程度のEV車両を導入する。		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度		
	更新車両のうち１台をEV化及び公用車の適正配置	更新車両のうち１台をEV化及び公用車の適正配置	更新車両のうち１台をEV化及び公用車の適正配置	更新車両のうち１台をEV化及び公用車の適正配置	更新車両のうち１台をEV化及び公用車の適正配置		

Ⅲ－２ 持続可能な経営力の強化
効果等を踏まえた事務事業の見直し

管理No.		29				新規	
体系番号	Ⅲ - 2 - 3		プログラム名	公民館の開館時間等の見直し		所管課	社会教育課
取り組み概要	公民館の夜間の開館時間の見直しを行うことや週間の休館日を設定することにより、年間の開館時間の見直しを行う。						
現 状	「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる公民館という方向性のもと運用している。しかしながら、利用者が減少しており時間や曜日によって利用されていない施設もある。教育部として休館日、開館時間に対する方向性を決めるにあたり、これまでの各地区の利用者との関わり、ニーズも含めて現状把握を行う必要がある。 開館時間 午前 9 時から午後 1 0 時まで 休館日 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日まで						
対象	公民館			手段	規則等の改正 改正する場合は住民周知		
意図	各公民館の利用状況に応じて開館時間を見直すことで効率的な施設利用、経費削減につながる。			成果指標	施設管理経費等を削減する。		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度		
	各公民館の開館時間等の方針検討	各公民館の開館時間等の方針決定	各公民館の開館時間等の変更	—	—		

管理No.		30			新規		
体系番号	Ⅲ - 2 - 4		プログラム名	社会教育施設 ・ 社会体育施設のLED化の推進		所管課	社会教育課
取り組み概要	光熱費の縮減とSDG s の取組の一環として、社会体育施設等の照明器具の L E D 化を推進する。						
現 状	社会体育施設、社会教育施設の照明の多くは、白熱球や水銀灯、蛍光管となっており、電気料の高騰に加え、水銀灯の生産終了により更新が難しい状況にある。 また、体育館アリーナや屋外スポーツ施設の照明は、照明器具が高所に設置されていることから、交換費用が高額である。						
対象	社会体育施設 25 施設 社会教育施設 22 施設			手段	リースによるLED照明器具の交換		
意図	光熱費の縮減とSDG s の取組の一環			成果指標	管理経費の節減		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
	現地調査・設計	LED交換整備方針に基づく施設の整備・管理経費の削減	LED交換整備方針に基づく施設の整備・管理経費の削減	LED交換整備方針に基づく施設の整備・管理経費の削減	LED交換整備方針に基づく施設の整備・管理経費の削減		

Ⅲ－２ 持続可能な経営力の強化 効果等を踏まえた事務事業の見直し

管理No.		31		新規	
コード番号	Ⅲ - 2 - 5	プログラム名	学校施設のＬＥＤ化の推進		所管課 教育総務課
体系番号	光熱費の縮減とSDGsの取組の一環として、学校施設の照明器具のＬＥＤ化を推進する。				
現 状	幼稚園を含む学校施設の照明器具は、蛍光灯や水銀灯などである。 特に体育館に多く使用している水銀灯は、照明器具が高所に設置されていることから、交換費用が高額である。				
対象	学校施設全２７施設のうち、令和１０年度までに整備する１７施設（幼稚園３施設、小学校１０施設、中学校４施設）		手段	リースによる照明器具の交換	
意図	光熱費の縮減とSDGsの取組の一環		成果指標	管理経費の節減	
年 度 別 実 施 計 画					
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
	現地調査・設計	ＬＥＤ交換整備方針に基づく施設の整備・管理経費の削減	ＬＥＤ交換整備方針に基づく施設の整備・管理経費の削減	ＬＥＤ交換整備方針に基づく施設の整備・管理経費の削減	ＬＥＤ交換整備方針に基づく施設の整備・管理経費の削減

管理No.		32		新規	
体系番号	Ⅲ - 2 - 6	プログラム名	選挙投票所の見直し	所管課	選挙管理委員会（総務課）
取り組み概要	選挙投票所の見直しを進め、効率的な選挙執行を行う。				
現 状	市では、期日前１０箇所、当日５６箇所の投票所を有している。施設の統廃合や職員数の減により、投票所施設の確保及び事務従事者の配置に苦慮している。				
対象	市内期日前投票所１０箇所、当日投票所５６箇所	手段	各地区行政区長会議等において、当日投票所の統廃合について説明を行い、統廃合の理解を得る。 選挙当日の投票所送迎バスについて、運行の見直しを行う。		
意図	投票所の見直しにより、投票所に配置する事務従事者、投票立会人等の縮減を図るもの。 また、より効果的な投票所を選定し、投票率の低下に歯止めをかけるもの。	成果指標	期日前投票所施設の見直しを実施。 統廃合の理解が得られた地区において、当日投票所の統廃合を行う。		
年 度 別 実 施 計 画					
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
	当日投票所に係る地区の意向調査	期日前投票所の見直し	当日投票所の統廃合	当日投票所の統廃合	当日投票所の統廃合

Ⅲ－２ 持続可能な経営力の強化 効果等を踏まえた事務事業の見直し

管理No.		33		新規	
体系番号	Ⅲ - 2 - 7	プログラム名	母子生活支援施設の在り方の検討	所管課	子育て支援課
取り組み概要	入所者の減少及び施設の老朽化に伴い、廃止も含めた施設の在り方を検討していく。				
現 状	母子生活支援施設は、児童福祉法第３８条に基づく「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、合わせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」である。 ファミリーホームひだまりは、昭和２６年１０月に児童福祉施設として認可を受け、昭和６３年３月に現在地に移転し、広域利用の母子家庭の施設として運営している。 令和５年３月３１日現在、４世帯９人が入所しているが、現在地へ移転後３５年が経過しており、施設の老朽化や入所者の減少、多様化する支援ニーズへの対応、人員配置の問題などの課題を抱えている。				
対象	母子生活支援施設（ファミリーホームひだまり）		手段	県、措置元市町村、入所者等との協議・調整	
意図	入所者の減少と施設の老朽化が進む中、施設の廃止を含めたあり方を検討し、維持管理費及び人件費の削減を図る。		成果指標	施設運営費等の削減	
年 度 別 実 施 計 画					
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
	内部検討・施設の在り方の方針決定	施設の在り方の方針決定に基づいた業務の実施等	施設の在り方の方針決定に基づいた業務の実施	施設の在り方の方針に基づいた措置の実施	－

管理No.		34		新規	
体系番号	Ⅲ - 2 - 8	プログラム名	みちのく風土館の在り方の検討	所管課	産業戦略課
取り組み概要	施設の管理運営の見直しを進め、施設の在り方を検討していく。				
現 状	平成３０年度まで栗駒商業振興協同組合が指定管理者として運営を行ってきたが、同組合より市営管理を辞退されたことにより、平成３１年４月から直営による管理を行っている。 当該施設は、商店街の活性化を図るために設置されたものであるが、平成３１年４月以降、地元とも協議を行ってきたが、具体的な活用方針が決定していない。 【維持管理経費】 1,310,833円 ※令和４年度実績 電気料：797,749円、水道料：85,925円、機械警備用電話回線使用料：84,895円、消防設備点検業務：72,600円、自家用電気工作物保安管理業務：175,560円、機械警備業務：94,325円				
対象	みちのく風土館		手段	地元商店街等との利活用協議	
意図	「商店街の活性化を図る施設」として設置されているが、管理、運営を担う団体がいないため、新たな活用も含めた施設のあり方を検討していく。		成果指標	施設運営費等の削減	
年 度 別 実 施 計 画					
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
	施設の在り方の検討・方針決定	施設の在り方の方針に基づいた措置の実施	—	—	—

Ⅲ－２ 持続可能な経営力の強化
効果等を踏まえた事務事業の見直し

管理No.		35				継承	
体系番号	Ⅲ - 2 - 9		プログラム名	補助金の適正化の推進		所管課	財政課
取り組み概要	市が支出している補助金について、より適切で効果的な内容となるよう総合的な見直しを行う。						
現 状	市が各種団体等に支出している補助金については、これまでも適宜見直しを行ってきた。しかし、補助対象となっている事業が形骸化していたり、補助目的と乖離しているものも少なくない。						
対象	市が支出している全補助金			手段	見直し方針を策定し、順次見直しを行っていく。		
意図	見直しを行うことで、より適切な財政支出につなげる。			成果指標	補助金額の縮減額		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
	補助金の分類、見直し方針（案）の策定	方針案に対する意見聴取の実施・方針の決定・公表、団体との協議	補助金の見直し	－	－		

Ⅲ－３ 持続可能な経営力の強化
公共インフラの適正な運用

管理No.		36				継承	
体系番号	Ⅲ - 3 - 1		プログラム名	市遊休の土地、施設の売却等の促進		所管課	管財課
取り組み概要	市が所有し使用目的が終了し、活用予定のない土地及び施設について売却等を進める。						
現 状	令和２年３月に策定した公共施設最適化計画第１期個別施設計画（計画期間：令和２年度～令和１１年度、対象施設：１８８施設）に基づき、各施設の対応方針により、公共施設の廃止や統廃合等が行われ、空き施設等の増加が見込まれる。 市として利用する計画がない施設・土地については、地域での活用の意向を確認し、地域でも活用しない場合は、売却処分を進めることとしている。						
対象	活用予定のない土地及び施設			手段	公共施設最適化計画に基づく施設の削減により、売却可能地等の増加が見込まれるため、売却条件に問題ないか調査し、リストを作成したうえで、遊休地等の公募売却等を実施		
意図	遊休地及び施設の売却により、歳入確保に努める。			成果指標	本後期計画期間中の売却等における収入目標額を１億５千万円とし、年３千万円の売却を目指す。		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度		
	計画期間の収入目標１億５千万円の達成に向け、年３千万円の売却を目指す	計画期間の収入目標１億５千万円の達成に向け、年３千万円の売却を目指す	計画期間の収入目標１億５千万円の達成に向け、年３千万円の売却を目指す	計画期間の収入目標１億５千万円の達成に向け、年３千万円の売却を目指す	計画期間の収入目標１億５千万円の達成に向け、年３千万円の売却を目指す		

管理No.		37				継承	
体系番号	Ⅲ - 3 - 2		プログラム名	公共施設最適化計画（※２６）に基づく公共施設の統廃合等の実施		所管課	管財課
取り組み概要	公共施設最適化計画において、令和５年度以降１６３施設の統廃合が計画されているが、具体的な統廃合方針が定まっていないので、地域の意見を伺いながら具体的な統廃合を実施する。						
現 状	令和２年３月に策定した、公共施設最適化計画第１期個別施設計画では、対象施設となる６２３施設のうち１８８施設の削減に取り組むとしている。 令和２年度から令和４年度までの間に、計画していた１２施設を削減したほか、計画を前倒しして１３施設を削減し、合計２５施設を削減した。						
対象	公共施設最適化計画第１期個別計画の対象施設			手段	施設所管課のヒアリング等による事業推進統廃合等に関し地域等との合意形成の実施		
意図	対象施設の計画的削減を推進するため、各施設所管課の対応状況を確認すると共に、最終的な施設の方針を把握するもの。また、大規模施設となる閉校学校は、解体事業費が高額となるため、財源確保の観点から、早期に合意形成を図る。			成果指標	対象施設の最終的な方針の決定数と削減数		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和６年度	令和７年度		令和８年度		令和９年度	令和１０年度
	削減対象としている残り１６３施設の最終的な削減方針の決定	方針に沿った施設削減		方針に沿った施設削減		方針に沿った施設削減	方針に沿った施設削減

Ⅲ－３ 持続可能な経営力の強化 公共インフラの適正な運用

管理No.		38				新規	
体系番号	Ⅲ - 3 - 3	プログラム名	公園の適正管理			所管課	都市計画課、関係課
取り組み概要	市が保有する公園の統一的な維持管理方針を定め、管理運営の適正化を図り、計画的な公園の統廃合の検討を推進する。						
現 状	令和５年４月現在、市保有の公園は７９公園がある。 全公園の４割は整備から４０年以上が経過し、施設の老朽化による維持管理費用が増加傾向にある。 少子化の影響等により子どもや子育て世代の公園利用者が減少傾向にある。						
対象	都市公園（都市公園条例） ２３箇所 公園（公園条例等） ３２箇所 児童遊園（児童遊園条例） ２４箇所 合計 ７９箇所			手段	計画の策定 計画に基づく進捗管理		
意図	公園の統一的な維持管理を行いながら、計画的な統廃合による管理経費の縮減を進めると共に、利用される公園を目指す。			成果指標	公園総合管理計画に基づく事業の実施状況		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度		
	公園総合管理計画の策定	公園管理計画の推進	公園管理計画の推進	公園管理計画の推進	公園管理計画の推進		

管理No.		39				新規	
体系番号	Ⅲ - 3 - 4		プログラム名	市営住宅の適正管理の推進		所管課	建築住宅課
取り組み概要	市営住宅の必要量を見込み、老朽化した住宅の更新時に削減する。						
現 状	市営住宅の管理状況（令和５年４月１日現在） 管理戸数 953戸 入居戸数 758戸 政策空家 49戸 入居率 83.9%						
対象	市営住宅 935戸（令和6年4月1日時点）			手段	市営住宅の建設（集約建て替え） 17戸 市営住宅の解体 87戸 市営住宅の削減戸数 70戸		
意図	管理戸数の削減を図り維持管理経費を削減する。			成果指標	建設・解体に伴い削減が見込める修繕費を経費削減額とする。		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
	建設・解体等に伴う経費削減額	建設・解体等に伴う経費削減額	建設・解体等に伴う経費削減額	建設・解体等に伴う経費削減額	建設・解体等に伴う経費削減額		

Ⅲ－３ 持続可能な経営力の強化
公共インフラの適正な運用

管理No.		40			新規	
体系番号	Ⅲ - 3 - 5		プログラム名	施設維持管理コストの見える化	所管課	デジタル行政推進室
取り組み概要	市有施設の維持管理費経費等（コスト）を施設等に揭示し、利用者にコスト意識を持ってもらう。					
現 状	10町村が合併して誕生した本市では、類似する施設が複数存在している中、少子高齢化と人口減少が急速に進み、保有する公共施設の一人当たり面積は県内市部で最も高い水準となっているほか、施設の老朽化も進み維持管理費が課題となっている。 加えて、近年の燃料費や電気料等の光熱費の増大や、利用者が減少している施設もあり施設の適正配置や、受益者負担の観点から公共施設維持管理費の見える化を行い、行政コストを市民に正しく知っていただくことが必要である。					
対象	市所有の公共施設等			手段	行政コスト揭示に関する実施方針の作成 施設の維持管理経費（行政コスト）を揭示する施設の決定・揭示	
意図	施設に関する行政コストを市民に周知し、施設の適正配置や受益者負担の適正に関して理解をいただき、施設使用料の改定や施設の在り方等に対する基礎資料とする。			成果指標	行政コスト揭示に関する実施方針に基づきコスト揭示を決定した施設全てへのコスト揭示	
年 度 別 実 施 計 画						
実施内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	行政コストを揭示する実施方針の作成	実施方針に基づくコスト揭示	実施方針に基づくコスト揭示	実施方針に基づくコスト揭示	実施方針に基づくコスト揭示	

Ⅲ－４ 持続可能な経営力の強化
公営企業等の経営健全化

管理No.	41				継承		
体系番号	Ⅲ - 4 - 1		プログラム名	上水道事業の健全化の推進		所管課	経営課
取り組み概要	上水道事業の健全化を推進する。						
現 状	水道事業は、給水人口の減少に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化、広大な面積に伴う多数の施設を所有している。						
対象	水道事業			手段	アセットマネジメント（※２７）を踏まえた計画的な水道施設の更新と長寿命化 水道事業における広域連携の推進 水道料金見直しの検討		
意図	健全な経営に努めることにより、一般会計からの基準外繰入金の削減。			成果指標	健全な経営に努めることによる、一般会計からの基準外繰入金の削減。 ※基準外繰入金（※２８）（令和４年度決算額） 63,716千円		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度		
	一般会計からの基準外繰入金の削減	一般会計からの基準外繰入金の削減	一般会計からの基準外繰入金の削減	一般会計からの基準外繰入金の削減	一般会計からの基準外繰入金の削減		

管理No.		42				継承	
体系番号	Ⅲ - 4 - 2		プログラム名	下水道事業の健全化の推進		所管課	経営課
取り組み概要	下水道事業の健全化を推進する。						
現 状	下水道事業は、令和7年度（2025年度）における事業の概成（完了）を予定している中、事業計画区域の縮小や水洗化率の伸び悩みなどにより各浄化センターや排水処理施設の利用率が低くなっている。						
対象	下水道事業			手段	下水道事業経営戦略に基づき、経営を意識した事業執行管理 下水道使用料改定の検討 農業集落排水の流域下水道への切替		
意図	健全な経営に努めることにより、一般会計からの基準外繰入金の削減。			成果指標	健全な経営に努めることによる、一般会計からの基準外繰入金の削減。 ※基準外繰入金（令和４年度決算額） 653,562千円		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度		
	一般会計からの基準外繰入金の削減	一般会計からの基準外繰入金の削減	一般会計からの基準外繰入金の削減	一般会計からの基準外繰入金の削減	一般会計からの基準外繰入金の削減		

Ⅲ－４ 持続可能な経営力の強化 公営企業等の経営健全化

管理No.		43				継承	
体系番号	Ⅲ - 4 - 3		プログラム名	病院事業の健全化の推進		所管課	医療管理課
取り組み概要	病院事業の健全化を推進する。						
現 状	病院事業は、令和３年度からの５か年間を対象とした「第四次経営健全化計画」に基づき、経営改善を進めている。計画の進行管理は有識者で構成する「市立病院経営評価委員会」が運営状況を毎年度点検・評価し、その結果を公表している。 なお、総務省から「公立病院経営強化プラン」を令和９年度までの期間で策定するよう要請されたことから、既に策定している「第四次経営健全化計画」を基に令和５年度中に公立病院経営強化ガイドラインで示された内容を追加し、期間を２年間延長し策定する。						
対象	病院事業			手段	地域医療機関と連携強化 レスパイト入院（※２９）の受入れ 地域包括ケア病棟の活用		
意図	病床利用率の改善に取り組み経営を改善する。 その他健全化計画に基づく事業の実施			成果指標	病院毎の病床利用率の目標値を目指す その他健全化計画に基づく収入確保。支出削減の実施		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度		
	病床利用率（栗原中央病院：72.1% 若柳病院：88.9% 栗駒病院：93.3%）	病床利用率（栗原中央病院：73.2% 若柳病院：88.9% 栗駒病院：93.3%）	病床利用率（栗原中央病院：73.2% 若柳病院：88.9% 栗駒病院：93.3%）	病床利用率（栗原中央病院：74.3% 若柳病院：88.9% 栗駒病院：93.3%）	次期経営健全化計画に基づく事業の実施		

管理No.		44				継承	
体系番号	Ⅲ - 4 - 4		プログラム名	特定出資法人（第三セクター）の経営健全化		所管課	企画課
取り組み概要	特定出資法人の経営健全化方針に基づく取り組みの進捗状況を確認する。						
現 状	市の公の施設である「くりはら交流プラザ」を管理してきた『くりはら振興株式会社』と、「ハイルザーム栗駒」「花山温泉湯山荘」「金成温泉金成延年閣」などを管理してきた『株式会社ゆめぐり』が、令和４年１０月１日に合併し、新たな『株式会社ゆめぐり』となった。 施設の差別化による利用者ニーズへの対応や、スケールメリットを生かした取り組みなどにより経営の健全化に取り組んでいるが、依然として経営状況は厳しいままである。						
対象	栗原市の出資割合が２分の１を超える第三セクター			手段	栗原市特定出資法人経営健全化推進等合同会議ワーキングチームによる経営健全化状況の確認と分析		
意図	令和４年度に策定された経営健全化方針に基づいた経営改善が進められているかを市として厳しく確認していく			成果指標	経営健全化方針で掲げた利益目標を確実に達成する		
年 度 別 実 施 計 画							
実施内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度		
	当期利益 ８,788千円以上	当期利益 ９,387千円以上	R６方針に基づく当期利益の確保	R６方針に基づく当期利益の確保	R６方針に基づく当期利益の確保		

3 推進体制

行革大綱【後期】は、下記による推進体制のもと、社会情勢や市民ニーズの変化へ対応するため、PDCAサイクル【計画(Plan) ⇒ 実施 (Do) ⇒ 検証 (Check) ⇒ 改善 (Action)】の進捗管理手法により推進していきます。

(1) 庁内策定組織

◇行政改革推進本部

市長・副市長・教育長・部局長・会計管理者等により組織し、行政改革大綱及び行政改革推進に関する計画の策定及びその推進、計画の推進状況の公表等に関する決定を行います。

◇行政改革推進本部幹事会

部局次長及び総合支所長等により組織し、本部の会議に付議すべき事項を事前に調査検討し、行政改革推進本部の効率的運営を図ります。

◇ワーキングチーム

行政改革推進本部幹事会に専門的事項を調査検討させるワーキングチームを設置します。

(2) 民間委員による組織

◇行政改革懇話会

専門的知識を有する学識経験及び企業、各種団体、市民代表により構成する栗原市行政改革懇話会を設置し、栗原市の行政改革に関し、市民の視点から意見・提言をいただきます。

図 第3次栗原市行政改革大綱【後期】 推進体制

